

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第75条の2第2項
処 分 の 概 要	放置違反金納付命令を受けた車両の使用制限命令
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	公安委員会が第51条の4第1項の規定により標章が取り付けられた車両の使用 者に対し納付命令をした場合において、当該使用者が当該標章が取り付けら れた日前6月以内に当該車両が原因となった納付命令を受けたことがあり、か つ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさ せ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該車両の使用 の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者 に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転 させてはならない旨を命ずることができる。
処 分 基 準	別紙のとおり
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	

別紙

放置違反金の納付命令に係る使用制限に関する規程

(平成 18 年 5 月 26 日公安委員会規程第 15 号)

放置違反金の納付命令を受けた使用者に対する使用制限の処分量定基準等

第 1 用語の定義

この基準において使用する用語は、本則において使用する用語の例によるほか、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるとおりとする。

(1) 車両の使用者

車両の使用者（読み替えて適用される使用制限にあつては、随伴自動車を除く車両の使用者である運転代行業者）とは、車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人の車両については、当該法人が車両の使用者として使用制限命令を受ける客体となる。

(2) 納付命令の回数

納付命令の回数とは、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 8（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 26 号）第 4 条により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する納付命令の回数をいう。

(3) 前歴の回数

前歴の回数とは、令第 26 条の 8 の表 1 備考に規定する前歴の回数（道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 390 号）附則第 2 条及び第 5 条により読み替えて適用する場合を含む。）をいう。

(4) 基準日

基準日とは、令第 26 条の 8 に規定する当該標章が取り付けられた日前 6 月以内及び令第 26 条の 8 の表 1 備考に規定する当該標章が取り付けられた日前 1 年以内において、使用制限の基準となる納付命令の回数及び前歴の回数を計算するための期間の起算日とする、当該標章が取り付けられた日をいう。

(5) 基準本拠

基準本拠とは、基準日における当該車両の使用の本拠をいう。

(6) 基準代行業

基準代行業とは、基準日における当該車両（随伴自動車を除く。）の使用者である運転代行業者が営む自動車運転代行業をいう。

第 2 前歴の回数及び納付命令の回数を計算するに当たっての留意事項

1 前歴の回数の計算

(1) 前歴の回数は、基準日前 1 年以内に、運転禁止期間の開始の日がある車両の使用の制限命令の回数であり、基準日前 1 年に当たる日が運転禁止期間中である場合は、前歴の回数に含まれない。

(2) 前歴の回数は、基準日前 1 年以内に、当該基準本拠（読み替えて適用される使用制限にあつては基準代行業）において使用する車両の運転について受けた車両の使用の制限命令の回数であり、例えば、基準日の時点では、当該基準本拠以外の使用の本拠において運転している車両又は当該使用者が使用していない車両（読み替えて適用される使用制限にあつては、当該基準代行業において使用していない車両）であっても、基準日前 1 年以内に当該使用者が当該基準

本拠（読み替えて適用される使用制限にあつては基準代行業）において使用している間に受けた命令は、前歴の回数に含めて計算することになる。

2 納付命令の回数の計算

- (1) 納付命令の回数に含めて計算する放置違反金納付命令は、基準日前6月以内に、放置違反金納付命令書（放置違反金の納付命令等に関する規程（平成 18 年埼玉県公安委員会規程第 16 号）様式第 1 号）が使用者に送達されたものである必要があることから、放置違反金納付命令書の送達を法第 51 条の 4 第 18 項に規定する公示送達により行った場合は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 3 項の規定により放置違反金納付命令公示送達書（放置違反金の納付命令等に関する規程様式第 2 号）の掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに送達があったものとみなされることを考慮し、基準日前 7 日目に当たる日以降に行った納付命令については、納付命令の回数の計算から除外すること。

なお、法第 51 条の 4 第 10 項の規定により公示による納付命令をした場合は、令第 17 条の 6 第 3 項の規定により掲示を始めた日から起算して 3 日を経過した日に効力を生ずるが、放置違反金納付命令書により納付命令をした場合との均衡を考慮し、基準日前 7 日目に当たる日以降に掲示を始めた公示による納付命令については、納付命令の回数の計算から除外することとする。

- (2) 基準日前 6 日目に当たる日前に発出された放置違反金納付命令書については、同日以降に使用者に送達されることがあり得るが、正確な送達時期が確定できないことにかんがみ、同日以降に発出された放置違反金納付命令書又は掲示を始めた公示による納付命令のみを納付命令の回数に含めて計算することとする。

第3 処分量定

令第 26 条の 8 の規定による車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、同条表 2 に規定する期間の範囲内で、次により行うものとする。

1 処分量定の基準

処分量定の基準は、当該使用者の前歴の回数、納付命令の回数及び車両の種類に応じ、次表のとおりとする。

表

前歴及び納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴 1 回			前歴 2 回以上
	納付命令 3 回	納付命令 4 回	納付命令 5 回以上	納付命令 2 回	納付命令 3 回	納付命令 4 回以上	納付命令 1 回以上
大型自動車等	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3 月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2 月	2 月
二輪車等	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1 月	1 月